

ボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に関する条例の概要

規制の対象	矢を装填したときに弦にかかる重さ（弦の引き重量）が 30 ポンド（約 13.6kg）以上のボーガン
安全な使用 [遵守事項]	<ul style="list-style-type: none"> ・人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は動物を殺傷することがないように、あらかじめボーガンの安全点検、周囲の状況の確認等をして、ボーガンを使用しなければならない。 ・ボーガンを公園、道路、駅その他の公共の場所又は電車、乗合自動車その他の公共の乗物において使用してはならない。 ・ボーガンを公共の場所又は公共の乗物に向けて使用してはならない。等
適正な管理 [遵守事項]	<ul style="list-style-type: none"> ・ボーガンを携帯し、又は運搬するときは、当該ボーガンに覆いをかぶせ、又は容器に格納しなければならない。 ・ボーガンを保管するときは、他の者が容易に持ち出せないようにし、又は使用することができないようにしなければならない。 ・ボーガンを使用しないときは、みだりにボーガンに矢を装填してはならない。 ・ボーガンを譲渡し、又は貸与するときは、その相手方に対し、当該ボーガンの安全な使用及び適正な管理を要請しなければならない。等
販売時の説明	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、購入者に対して、必要な事項を説明しなければならない。
取得の届出	<ul style="list-style-type: none"> ・ボーガンを取得した者は、氏名・住所、弦の引き重量、取得日等を、14 日以内に、知事に届け出なければならない。 ・ボーガンを所有して県内に転居した者は、氏名・住所、弦の引き重量、転居日等を、30 日以内に、知事に届け出なければならない。 ・届出内容に変更があった場合には 14 日以内に届け出なければならない。
情報提供等	<ul style="list-style-type: none"> ・県知事は、使用者等や事業者に対し、情報提供、研修等を行う。
助言・指導	<ul style="list-style-type: none"> ・県知事は、使用者等や事業者に対し必要に応じ、助言、指導を行う。
報告徴収 立入調査	<ul style="list-style-type: none"> ・県知事は、使用者等や事業者に対し必要に応じ、報告徴収、立入調査を行う。
罰 則	<p>5 万円以下の過料</p> <p>[適用対象]・取得（所有）の届出をしない者、虚偽の届出をした者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告聴取に応じない者、虚偽の報告をした者 ・立入調査を拒む、妨げる、虚偽の陳述等をした者
経過措置	<p><条例施行前からの所有者への規制></p> <p>条例施行前からボーガンを所有している者は、令和 2 年 12 月 1 日から 30 日以内に、知事に届け出なければならない。</p>